

# ねんきんコーナー

**産前産後期間の国民年金  
保険料が免除されます**

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

## ◆免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」といいます)の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。  
※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

## ◆対象者

「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に産された方、出産する予定の方

## ◆届出時期

出産予定日の6カ月前から提出可能です。

## ◆届出先

本庁住民課 住基戸籍係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

## ◆手続きに必要なもの

### 1 申出書

日本年金機構のホームページでダウンロードできます。年金事務所、役場窓口にも備えています。

### 2 母子健康手帳など

**出産前に届出をする場合**  
母子健康手帳

### 3 個人番号(マイナンバー)により届出を行う場合

届出者本人が窓口で届出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)をご提示ください。お持ちでない場合は、左記の①および②を提示してください。

### 1 申出書

日本年金機構のホームページでダウンロードできます。年金事務所、役場窓口にも備えています。

### 2 母子健康手帳など

**出産前に届出をする場合**  
母子健康手帳

### 3 個人番号(マイナンバー)により届出を行う場合

届出者本人が窓口で届出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)をご提示ください。お持ちでない場合は、左記の①および②を提示してください。

がある住民票の写し)

② 身元(実存) 確認書(運転免許証、パスポート、在留カードなど)  
へよくあるご質問

Q1 出産後の届出はできますか。

A1 出産後でも届出ができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4カ月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3カ月前から翌々月までの6カ月間となります。

Q2 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか。

A2 制度の施行が平成31年4月からのため、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

Q3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか。

A3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか。

A4 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されません。

Q5 産前産後期間の免除は、年金額

を計算するときにはどのような期間として扱われますか。

A5 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎ 3411616

**中村税務署からのお知らせ**  
令和2年分年末調整説明会  
開催中止のお知らせ

例年実施していた年末調整説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を中止することとなりました。なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページを作成していますので、ご不明な点などがありましたら、QRコードからページをご覧ください。

○お問い合わせ  
中村税務署 ☎ 3512135

